

- 警備員指導教育責任者講習の実施22
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し23

警察本部公告

- 落札者等の公示24

市町村職員退職手当組合告示

- 第 2 回臨時会の招集24

正 誤

- 平成17年 4 月 1 日付け兵庫県公報第 3 号外中24

公布された法令のあらまし

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第 4 号）

神崎郡香寺町が廃止され、その区域が姫路市に編入されることに伴い、一般国道又は主要な県道若しくは市道の側端から30メートル以内の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域であって、良好な風俗環境を保全するために特に支障がないと認める地域に係る規定を改めることとした。

告 示

兵庫県告示第 330 号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第76号）第 5 条第 1 項の規定により、地方拠点都市地域を次のように変更し、平成18年 3 月27日から適用する。

平成18年 3 月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地方拠点都市地域の名称	変更後の区域	変更前の区域
播磨地方拠点都市地域	姫路市、加古川市、たつの市、高砂市、 稲美町、播磨町、福崎町、太子町	姫路市、加古川市、たつの市、高砂市、 稲美町、播磨町、夢前町、福崎町、香寺 町、太子町

兵庫県告示第 331 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 2 項の規定により、兵庫県と宍粟市との間の兵庫県立三室高原青少年野外活動センターの管理事務の委託及び管理事務の委託に関する規約（昭和50年兵庫県告示第606号）は、平成18年 3 月31日限り廃止する。

平成18年 3 月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 332 号

平成18年 3 月27日から神崎郡香寺町を廃し、その区域を姫路市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第 1 項第 1 号の規定に基づき、神崎郡の人口を次のとおり告示する。

平成18年 3 月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

47,896人

兵庫県告示第333号

平成18年3月27日から飾磨郡家島町、同郡夢前町、神崎郡香寺町及び宍粟郡安富町を廃し、その区域を姫路市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項第1号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成18年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

536,234人

兵庫県告示第334号

昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成18年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

別表第2 事業所の款県民局の項中

中播磨県民局 県土整備部 姫路土木事務所 生野ダム管理所	朝来市	
中播磨県民局 県土整備部 姫路土木事務所 菅生ダム管理所	姫路市	
西播磨県民局 県土整備部 龍野土木事務所 引原ダム管理所	宍粟市	
西播磨県民局 県土整備部 龍野土木事務所 安富ダム管理所	姫路市	

を

中播磨県民局 県土整備部 姫路土木事務所 生野ダム管理所	朝来市	
中播磨県民局 県土整備部 姫路土木事務所 菅生ダム管理所	姫路市	
中播磨県民局 県土整備部 姫路土木事務所 安富ダム管理所	姫路市	
西播磨県民局 県土整備部 龍野土木事務所 引原ダム管理所	宍粟市	

に改める。

兵庫県告示第335号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成18年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 西原クリニック
所 在 地 尼崎市稲葉荘1丁目8番17号
認 定 年 月 日 平成18年2月1日
認定の有効期限 平成21年1月31日

兵庫県告示第336号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出

が、次の医療機関より撤回された。

平成18年 3 月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 西原クリニック
所 在 地 尼崎市稲葉荘 1 丁目 8 番17号
撤 回 年 月 日 平成18年 1 月31日

兵庫県告示第 337 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成18年 3 月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 3 月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	奥 三 谷 池 地 区	平成18年 3 月24日から 同 年 3 月26日まで	神 崎 郡 香 寺 町 役 場
		平成18年 3 月27日から 同 年 4 月13日まで	姫 路 市 役 所 同市香寺事務所

兵庫県告示第 338 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成18年 3 月10日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）三木北部地区第19工区の換地処分をした。

平成18年 3 月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 339 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成18年 3 月10日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）甘地地区第 4 工区の換地処分をした。

平成18年 3 月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 340 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 3 項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成18年 3 月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	地 区 名